第２章　実施体制の確立

第１節　平素における組織・体制等の整備

１　本委員会における体制の整備

⑴　主管の部局

原子力規制委員会の所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制の整備等を行う主管の部局は、原子力防災課とする。

⑵　主管部局の事務

原子力防災課は、次に掲げる事務を行う。

・緊急時のための連絡網の作成その他庁内の連絡体制及び参集体制の整備
・原子力事業者（原災法第２条第３号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
・原子力規制委員会国民保護対策本部が設置された場合の委員会内の事務分掌の整備
・この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
・この計画の見直し
・その他国民保護措置の的確な実施に必要な事務

２　原子力規制事務所における体制の整備

⑴　業務担当者

原子力規制事務所の所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制の整備等を行う業務担当者は、原子力防災専門官（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第30条第１項の原子力防災専門官をいう。以下同じ。）とする。

⑵　原子力防災専門官の事務

原子力防災専門官は、次に掲げる事務を行う。

・緊急時のための連絡網の作成その他原子力規制事務所内の連絡体制及び参集体制の整備
・原子力事業者、都道府県、指定地方公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
・原子力規制委員会国民保護対策本部が設置された場合の事務分掌の整備
・平素における措置の推進（原子力事業者との平素からの調整等）
・この計画の見直しに伴う原子力規制事務所の体制及び業務内容等の見直し
・その他国民保護措置の的確な実施に必要な事務

３　本委員会における連絡体制及び参集体制の整備

⑴　情報連絡ルートの確立

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、各課等において連絡担当者を複数定め、本委員会における情報連絡ルートの確立を図る。情報連絡ルートは、原子力規制委員会防災業務計画によるほか防災訓練等を通じて定期的に確認する。

なお、連絡担当者が変更となったときは、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、速やかに総務課に報告するものとする。

⑵　情報連絡手段の確保

原子力防災課は、武力攻撃事態等における委員会内の情報連絡手段を確保するため、携帯電話等の通信機器の充実に努めるとともに、重要回線の専用線化、衛星通信の活用を含めた情報連絡手段の多重化等に努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、通信設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のための訓練を行う。

⑶　参集体制の確立

原子力防災課は、武力攻撃事態等において迅速かつ的確に初動体制を構築できるよう、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁長官、次長、緊急事態対策監その他職員の参集基準をあらかじめ定めることとする。

４　原子力規制事務所における連絡体制及び参集体制の整備

原子力規制事務所は、本庁における連絡体制及び参集体制にならい、連絡体制及び参集体制を整備する。また、本庁との情報連絡ルートを確立するため、原子力防災専門官の中から本庁連絡担当者を指定し、原子力防災課への情報連絡ルートを確保しておく。

本庁連絡担当者は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡がとれるようにし、本庁連絡担当者が変更となったときは、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、速やかに総務課に変更登録を行う。

５　国民保護措置の実施機能等の確保

原子力防災課は、武力攻撃災害の発生時において、本委員会及び原子力規制事務所が応急対策の中枢拠点としての機能を果たし得るよう、庁舎の防災機能の向上等を目的として、以下の措置を講じる。あわせて、自らの施設が被災した場合に、防災業務の実施体制を確保するため、職員・来訪者等の安全対策、施設の復旧、防災に関する物資及び資機材の整備及び点検等を行う。

⑴　庁舎の防災機能の向上等

本委員会及び原子力規制事務所の庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努めるほか、本委員会及び原子力規制事務所における通信機器については、多重性及び多様化を持たせるとともに、資機材の耐震固定並びにアンテナ及びケーブルの耐災害性の確保を図る。

また、原子力規制委員会のコンピュータシステムについては、バックアップ体制の充実及び記録媒体の多重化等に努める。更に、災害による停電等に対応するための非常用発電設備については、燃料の確保、補給及び運搬体制を整備する。

⑵　緊急時対応センターの継続的な機能強化

武力攻撃事態等に伴う災害応急対策のための初動体制確立の円滑化等災害即応体制の強化を図るため、原子力災害対策の中枢施設として本委員会に整備されている緊急時対応センターの機能を継続的に強化する。

⑶　庁舎が被災した場合の代替施設等の確保

本委員会及び原子力規制事務所の庁舎が被災し、使用が不可能となった場合に備え、代替施設の確保等について、関係省庁と協議し検討する。特に、本委員会の庁舎が被災し、使用が不可能となった場合に備えて、政府本部との連携、その他の原子力規制事務所によるバックアップ体制等を考慮しつつ、周辺地域において代替施設となる原子力規制委員会施設を指定する。

６　国民の保護のための措置に関する職員の研修等

原子力防災課は、関係職員に対して、国民保護措置に係る資料の配布、研修会の実施等を通じ、国民保護措置に関して次に掲げる事項の周知徹底を図る。

・国民保護法その他の関係法令の概要
・この計画の概要
・武力攻撃事態等における連絡網

第２節　武力攻撃事態等における活動体制の確立

１　原子力規制委員会の招集

原子力規制委員会委員長は、武力攻撃事態等に至ったときは、必要に応じて、原子力規制委員会を招集するものとする。

２　原子力規制委員会国民保護対策本部

⑴　原子力規制委員会国民保護対策本部の設置

政府に武力攻撃事態等対策本部が設置されたときは、直ちに、原子力規制委員長を長とする原子力規制委員会国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、国民保護対策本部は、速やかに、国民保護対策本部を設置した旨を、武力攻撃事態等対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の連絡窓口に通知するものとする。